

西東京いこいの森公園有料駐車場の使用料の減額又は免除に関する取扱い基準

第1 趣旨

この基準は、西東京市立公園条例施行規則第7条第2項に基づき、西東京いこいの森公園有料駐車場（以下「有料駐車場」という。）の使用料の減額又は免除についての取り扱いを定めるものとする。

第2 使用料の減額又は免除

規則第7条第2項に規定する有料施設を利用する者の使用料の減額又は免除は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 西東京市（以下「市」という。）又は西東京市教育委員会（以下「教育委員会」という。）等が公的に使用するとき 免除
- (2) 市又は教育委員会等が開催する催しもので使用するとき 免除
- (3) 市又は教育委員会等が認める市民団体等が、公園の目的に即し使用し、公共的な理由で使用するとき 免除
- (4) 公園の維持に必要な作業を行なうため業者が使用するとき 免除
- (5) 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき 免除
- (6) 西東京市立公園管理協力会員が公園のボランティア活動を行うために利用するとき 免除
- (7) その他市長が必要と認めるとき 減額又は免除

（施行期日）

- 1 この基準は、平成26年12月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行の日前に、使用料の減額又は免除されたものについては、この基準の相当規定によりなされた行為とみなす。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。